

公益財団法人福島県まちづくり区画整理協会役員等の報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人福島県まちづくり区画整理協会（以下「本協会」という。）定款第18条第3項並びに第36条第1項の規定に基づき、役員の報酬及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、役員等のうち、本協会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、その他職務遂行の対価として本協会から受け取る財産上の利益をいう。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 本協会は、常勤役員の遂行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬額は、年額700万円を超えないものとし、各々の役員の報酬は評議員会の承認を得て理事長が定めた額とする。
- 3 常勤役員の報酬月額は、前項の報酬額を12で除した額とする。
- 4 非常勤役員のうち監事（公務員を除く。）の職務執行に対しては、日当として報酬を支給するものとし、その額は1日当たり1万円を限度として、評議員会の承認を得て理事長が別に定める。
- 5 役員等には、賞与並びに退職手当を支給しない。
- 6 報酬の支給日、支給方法並びに報酬より控除する額等、支給に関する詳細は職員給与規程に準ずる。

(費用)

第4条 本協会は、役員がその職務遂行に当たって負担した費用については、予算の範囲内で支払うことができる。

- 2 常勤役員には通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は、職員給与規程に準ずる。

(公表)

第5条 本協会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補足)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て別に定める。

(附則)

この規程は、公益財団法人福島県区画整理協会の設立の登記の日から施行する。

(附則)

この規程は、令和元年10月1日から適用する。